# 道路法施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文

○道路法施行令(昭和二十七年政令第四百七十九号)

抄)

(傍線部分は改正部分)

一 法第三十二条第一項又は第三項 (法第九十一条第二項において	一 法第三十二条第一項又は第三項(これらの規定を法第九十一条
定市に通知しなければならない。	定市に通知しなければならない。
げる権限を行つたときは、遅滞なく、その旨を関係都道府県又は指	げる権限を行つたときは、遅滞なく、その旨を関係都道府県又は指
災害復旧に関する工事を行つている区間に限る。)について次に掲	災害復旧に関する工事を行つている区間に限る。) について次に掲
理を行つている道路の区間(国土交通大臣が新設、改築、修繕又は	理を行つている道路の区間(国土交通大臣が新設、改築、修繕又は
2 国土交通大臣は、都道府県又は指定市が前条第一項に規定する管	2 国土交通大臣は、都道府県又は指定市が前条第一項に規定する管
	を命ずること。
第七十一条第二項に規定する処分をし、又は措置を命ずること。	た者に対し、法第七十一条第二項に規定する処分をし、又は措置
準用する場合を含む。)の規定による許可を受けた者に対し、法	第二項において準用する場合を含む。)の規定による許可を受け
二 法第三十二条第一項又は第三項 (法第九十一条第二項において	二 法第三十二条第一項又は第三項 (これらの規定を法第九十一条
一 (略)	一 (略)
県又は指定市の意見を聴かなければならない。	- 県又は指定市の意見を聴かなければならない。
て次に掲げる権限を行おうとするときは、あらかじめ、関係都道府	て次に掲げる権限を行おうとするときは、あらかじめ、関係都道府
修繕又は災害復旧に関する工事を行つている区間を除く。)につい	修繕又は災害復旧に関する工事を行つている区間を除く。) につい
定する管理を行つている道路の区間(国土交通大臣が新設、改築、	定する管理を行つている道路の区間(国土交通大臣が新設、改築、
第一条の三 国土交通大臣は、都道府県又は指定市が前条第一項に規	第一条の三 国土交通大臣は、都道府県又は指定市が前条第一項に規
(国土交通大臣が権限を行う場合の意見の聴取等)	(国土交通大臣が権限を行う場合の意見の聴取等)
現	改正案

ること。 | 第二項において準用する場合を含む。) の規定による許可を与え

#### 一 (略)

の規定による許可を取り消し、又はその許可の効力を停止するこらの規定を法第九十一条第二項において準用する場合を含む。)合を含む。)の規定により法第三十二条第一項又は第三項(これ三、法第七十一条第二項(法第九十一条第二項において準用する場

(道路管理者の権限の代行)

に代わつて行う権限は、次に掲げるものとする。第四条 法第二十七条第一項の規定により国土交通大臣が道路管理者

### 一~五 (略)

### 七~十二 (略)

定により許可証を交付すること。をし、同項後段の規定により協議し、同意し、及び同条第五項の規十二の二 法第四十七条の二第一項及び第二項前段の規定により許可

### 十三~十七 (略)

十八 法第七十一条第一項若しくは第二項 (これらの規定を法第九

準用する場合を含む。)の規定による許可を与えること。

#### 二 (略)

可を取り消し、又はその許可の効力を停止すること。 九十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定による許合を含む。)の規定により法第三十二条第一項又は第三項(法第三 法第七十一条第二項(法第九十一条第二項において準用する場

# (道路管理者の権限の代行)

に代わつて行う権限は、次に掲げるものとする。 第四条 法第二十七条第一項の規定により国土交通大臣が道路管理者

### 一~五 (略)

る場合を含む。)の規定により当該許可に必要な条件を付するこ、及び法第八十七条第一項(法第九十一条第二項において準用すこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による許可を与え大 法第三十二条第一項又は第三項(法第九十一条第二項において

### 七~十二 (略)

項の規定により許可証を交付すること。をし、同条第二項後段の規定により協議し、同意し、及び同条第五十二の二 法第四十七条の二第一項及び第二項前段の規定により許可

### 十三~十七 (略)

十八 法第七十一条第一項若しくは第二項(法第九十一条第二項に

む。)に規定する処分をし、 おいて準用する場合を含む。 第二項第二号又は第三号 同じ。)の規定により必要な措置を自ら行い、若しくはその命じ 七十一条第二項(法第九十一条第二項において準用する場合を含 た者若しくは委任した者に行わせること。ただし、法第七十一条 十一条第二項において準用する場合を含む。)に規定する処分を 条第三項前段の規定により必要な措置を自ら行い、若しくはそ 命じた者若しくは委任した者に行わせることはできない。 一条第二項において準用する場合を含む。 若しくは措置を命じ、又は法第七十一条第三項前段 (これらの規定を法第九十一条第二項に )に該当する場合においては、 若しくは措置を命じ、 以下この号において 又は法第七十 (法第九 法第

十九~二十四 (略)

2

略

(道路一体建物に関する協定の締結についての意見の聴取等)

第六条

(略)

国土交通大臣は、法第二十七条第一項の規定により、道路管理者ときも、同様とする。 国土交通大臣は、法第二十七条第一項の規定により、道路管理者ときも、同様とする場合において、これらの者が、同条の地方公共団体の区域外にわたつて道路を管理する場合又は他の工の地方公共団体の区域外にわたつて道路を管理する場合又は他の工の地方公共団体の区域外にわたつて道路を管理する場合においては、遅滞なく、その当を道路で置着に代わって次に掲げる権限を行った場合においては、遅滞なく、その当を道路では、法第二十七条第一項の規定により、道路管理者ときも、同様とする。

> 十九~二十四 む。)に規定する処分をし、 規定を準用する場合を含む。)に該当する場合においては、 同じ。)の規定により必要な措置を自ら行い、若しくはその命じ の命じた者若しくは委任した者に行わせることはできない。 一条第三項前段の規定により必要な措置を自ら行い、 七十一条第二項(法第九十一条第二項において準用する場合を含 第二項第二号又は第三号(法第九十一条第二項においてこれらの 十一条第二項において準用する場合を含む。以下この号において おいてこれらの規定を準用する場合を含む。) に規定する処分を た者若しくは委任した者に行わせること。ただし、法第七十一条 し、若しくは措置を命じ、 略 又は法第七十一条第三項前段 若しくは措置を命じ、 又は法第七十 若しくはそ

2 (略)

(道路一体建物に関する協定の締結についての意見の聴取等

第六条 (略)

2 国土交通大臣は、法第二十七条第一項の規定により、道路管理者を行つたときも、同様とする。 国土交通大臣は、法第二十七条第一項の規定により道路管理者に従わつて次に掲げる権限を行つた場合においては、遅滞なく、そ を行つたときも、同様とする。

#### (略)

### 三・四 (略)

(道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれのある工作物等)

第七条 法第三十二条第一項第七号の政令で定める工作物、物件又は

施設は、次に掲げるものとする。

#### -・二 (略)

三 土石、竹木、 瓦 その他の工事用材料

### 四~七 (略)

定する小型自動車若しくは軽自動車で二輪のもの(いずれも側車く。以下単に「原動機付自転車」という。)又は同法第三条に規以下同じ。)、道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号以下同じ。)、道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号以下の区域内の地面に設ける自転車(側車付きのものを除く。

#### 一 (略)

これらの規定を準用する場合を含む。)の規定による許可を与え二 法第三十二条第一項又は第三項 (法第九十一条第二項において

### 三・四 (略)

ること。

第七条 法第三十二条第一項第七号に規定する政令で定める工作物(道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれのある工作物等)

### 一・二 (略)

物件又は施設は、

次に掲げるものとする。

三 土石、竹木、瓦その他の工事用材料

### 四~七 (略)

けるものを除く。)ため必要な車輪止め装置その他の器具(第六号に掲げる施設に設けきのものを除く。以下「二輪自動車」という。)を駐車させる

十 (略)

第九条 | 法第三十二条第二項第二号に掲げる事項についての法第三十(占用の期間に関する基準)

三条第一項の政令で定める基準は、

占用の期間又は占用の期間が終

号に掲げる工作物、物件又は施設の区分に応じ、当該各号に定める了した場合においてこれを更新しようとする場合の期間が、次の各

期間であることとする。

一 次に掲げる工作物、物件又は施設 十年以内

道用水供給事業の用に供するものに限る。) 第三条第二項に規定する水道事業又は同条第四項に規定する水不 水道法(昭和三十二年法律第百七十七号)による水管(同法

ものに限る。) 管(同法第二条第四項に規定する工業用水道事業の用に供する 工業用水道事業法(昭和三十三年法律第八十四号)による水

九 (略)

(占用の期間)

第九条 話所 業の用に供するものに限る。 和三十三年法律第七十九号)、鉄道事業法(昭和六十一年法律第九 水道用水供給事業又は工業用水道事業の用に供するものに限る。 十九年法律第八十六号) 十二号) 工業用水道事業法 (昭和三十九年法律第百七十号)若しくは電気通信事業法 号) 項に規定する 下水道管、 (これらのうち、 占用の期間 若しくは全国新幹線鉄道整備法 ガス事業法 公衆の用に供する鉄道、 般ガス事業又は同条第三項に規定する簡易ガス事 は (昭和三十三年法律第八十四号) (昭和二十九年法律第五十一号)、 電気事業法に基づくものにあつては同法第二 水道法 の規定に基づいて設ける水管 (昭和三十二年法律第百七十七号) 若しくは電柱、 ガス管 (昭和四十五年法律第七十 (ガス事業法第二 電線若しくは公衆電 下水道法 (水道事業、 電気事業法 (昭和五 二条第

- / 下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)による下水道管
- の用に供するもの鉄道整備法(昭和四十五年法律第七十一号)による鉄道で公衆鉄道事業法(昭和六十一年法律第九十二号)又は全国新幹線
- 定する簡易ガス事業の用に供するものに限る。)
  同法第二条第一項に規定する一般ガス事業又は同条第三項に規
  ボーガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号)によるガス管(
- に供するものに限る。)
  「供するものに限る。)
  「特定規定する特定規模電気事業者を除く。)がその事業の用では、同法第二条第一項第十号に規定する電気事業者(同項第一のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、
- | 電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)による電柱|
- の用に供するものに限る。)
  る石油管(同法第二条第三項に規定する石油パイプライン事業
  ・ 石油パイプライン事業法(昭和四十七年法律第百五号)によ
- 設 五年以内 一その他の法第三十二条第一項各号に掲げる工作物、物件又は施
- (一般工作物等の占用の場所に関する基準)

第十条 法第三十二条第二項第三号に掲げる事項についての同条第一

ようとする場合の期間についても、同様とする。 ようとする場合の期間についても、同様とする。 まうとする場合の期間についても、同様とする。 ようとする場合の期間についても、同様とする。 ようとする場合の期間についても、同様とする。 ようとする場合の期間についても、同様とする。 ようとする場合の期間についても、同様とする。 ようとする場合の期間についても、同様とする。

(占用の場所)

第十条 占用物件(電柱、電線、公衆電話所、第七条第四号に規定す

物、 以下この条において「一般工作物等」という。)に関する法第三十 水管、 項各号に掲げる工作物、 三条第一項の政令で定める基準は、次のとおりとする。 同条第五号に掲げる施設及び同条第八号に掲げる器具を除く。 下水道管、 ガス管、 物件又は施設 石油管、 第七条第四号に掲げる仮設建築 (電柱、 電線、 公衆電話所、

同じ。 いずれにも適合する場所) 区域の地上を除く。 (特定連結路附属地の地上に設ける場合にあつては 第十 を地上(トンネルの上又は高架の道路の路面下の道路がない 般工作物等 に設ける場合においては、 条の三第 (鉄道の軌道敷を除く。 次条第一項第二号、 項第一号及び第十 であること。 次のいずれにも適合する場所 第十一条の二第一項第一 以下この号において同じ 一条の六第一項において ロ及びハの

ずれかに該当する位置にあること 一般工作物等の道路の区域内の地面に接する部分は 次のい

(4) | (3) | (2) | (1) | 法面

側溝上の部分

路端に近接する部分

含む。 を除き、 歩道 第十一条の七第一項第一号及び第十一条の八第一項第 (自転車歩行者道を含む。 以下この章において同じ。 第十 内の車道(自転車道を 条の七第一項第二号

(5)..交通に著しい支障を及ぼすおそれのない場合にあつては、 号を除き、 般工作物等の種類又は道路の構造からみて道路の構造又 以下この章において同じ。 に近接する部分

> 次の各号に掲げるところによらなければならない。 る仮設店舗その他の仮設建築物及び同条第五号に規定する施設を除 以下この項において同じ。)を地上に設ける場合においては、

り、 より、 ことができる。 て同じ。 は路端寄り又は歩道 占用物件の地面に接する部分の位置は、 分離帯、 寄りとすること。 道路の構造又は交通に著しい支障を及ぼすおそれのない限 内の ロータリーその他これらに類する道路の部分とする 車道 (自転車歩行者道を含む。 (自転車道を含む。 ただし、占用物件の種類又は道路の構造に 以下この章において同じ 法面、 以下この章におい 側こう上若しく

\_ り又は歩道内の車道寄り メートル以上とすること。 の上空にある部分を除く。 地面に接して設けられる占用物件の地面に接しない部分 おいては、二・五メートル以上とすることができる。 地面に接しないで設けられる占用物件 の上空にある占用物件又はその部分を除く。 (以下この号において ただし、 の最下部と路面との距離は 歩道を有する道路の歩道上に (法敷、 側こう、 )の最下部又は 法敷等」 (法敷等 という 四 • 五 路端寄

2 でない。 を設けてはならない。 道路が交差し 接続し、 ただし、 又は屈曲する場所の地上には、 電線及び電柱については この限り 占用物件

3 ろによらなければならない。 占用物件を地下に設ける場合においては、 左の各号に掲げるとこ

当該占用の場所は、 路面をしばしば掘さくすることのないよう

分離帯、ロータリーその他これらに類する道路の部分

上であること。 上であること。 上であること。 上であること。 上であること。 上であること。

| 差し、接続し、又は屈曲する部分以外の道路の部分であること|| 交通に著しい支障を及ぼすおそれのない場合を除き、道路の交|| 一般工作物等の種類又は道路の構造からみて道路の構造又は

適合する場所であること。 一般工作物等を地下に設ける場合においては、次のいずれにも

近していること。

「保安上又は工事実施上の支障のない限り、他の占用物件に接」

一般工作物等の頂部が地面に接近していること。一般工作物等の頂部が地面に接近していること。「一般工作物等の頂部が地面に接近していること。」

所であること。

「いの構造の保全又はトンネルの換気若しくは採光に支障のない場」
一般工作物等をトンネルの上に設ける場合においては、トンネ

のないものであること。に計画され、且つ、当該占用物件が他の占用物件と錯そうする虞

近していること。

「古用物件は、工事実施上又は保安上支障のない限り、相互に接

三 占用物件は、地面又は地面にある占用物件に支障のない限り、

地面に接近していること。

四 高架の道路の構造の保全に支障のない場所であること。 般工作物等を高架の道路の路面下に設ける場合においては、

Ŧī. い場所であること。 結路及び連結路により連結される道路の見通しに支障を及ぼさな 般工作物等を特定連結路附属地に設ける場合においては、 連

# (電柱又は公衆電話所の占用の場所に関する基準)

第十一条 は公衆電話所に関する法第三十三条第一項の政令で定める基準は、 法第三十二条第二項第三号に掲げる事項についての電柱又

次のとおりとする。 むを得ないと認められる場所であること。 道路の敷地外に当該場所に代わる適当な場所がなく、公益上や

地上に設ける場合においてはイに適合する場所であること。 のいずれにも適合する場所であり、鉄道の電柱又は公衆電話所を 電柱(鉄道の電柱を除く。 )を地上に設ける場合においては次

電柱又は公衆電話所の道路の区域内の地面に接する部分は、

(2) 歩道内の車道に近接する部分 次のいずれかに該当する位置にあること。 路端に近接する部分)

合においては、 屈曲する部分を除く。 同 一の線路に係る電柱を道路 道路の同じ側であること。 以下この号において同じ。)に設ける場 (道路の交差し、 接続し、 又は

電柱を歩道を有しない道路に設ける場合において、その反対

## (電柱、 電線又は公衆電話所の占用の場所)

第十一条 又は第三項の規定によるほか、 電柱、 電線又は公衆電話所の占用については、 次の各号に掲げるところによらなけ 前条第二項

ればならない。

道路の敷地外に、当該場所に代わる適当な場所がなく、

公益上

<u>\_</u>| やむを得ない場所であること。 電柱又は公衆電話所は、

寄り)に設けること。 道内の車道寄りに設けることができる。 ただし、歩道を有する道路にあつては、 法敷(法敷のない道路にあつては路端 歩

三 交差し、 しない道路にあつて、 これと八メー 同一線路に係る電柱は、 接続し、 トル以上の距離を保たせること。 又は屈曲する場所においては、 その対側に占用物件がある場合においては 道路の同一側に設け、 、この限りでない ただし、 歩道を有 道路が

兀 路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれの少ない場合においては 地上電線の高さは、 既設電線に共架する場合その他技術上やむを得ず、 路面から五メートル以上とすること。 ただ 道

小に係る部分に限る。)及び第二号から第五号までの規定は公衆電前条第二号から第五号までの規定は電柱について、同条第一号(一トル以上であること。側に占用物件があるときは、当該占用物件との水平距離が八メ

2

話所について準用する。

- ・五メートル以上とすることができる。、四・五メートル以上、歩道を有する道路の歩道上においては二
- りでない。 フは公益上やむを得ない事情があると認められるときは、この限 だし、保安上支障がない場合において、技術上やむを得ないとき だし、保安上支障がない場合においては、相互に、錯そ
- 六 地下電線を埋設する場合(道路を横断して埋設する場合を除く 。) においては、車道以外の部分に適当な場所がなく、かつ、公益 線については、車道以外の部分に適当な場所がなく、かつ、公益 線については、車道以外の部分に適当な場所がなく、かつ、公益 上やむを得ない事情があると認められるときは、この限りでない
- の実施上支障がない場合は、この限りでない。 一大リートル以下、歩道(歩道を有しない道路にあつては○・ 一条において同じ。)の地下にあつては○・六メートル以下とし 一条において同じ。)の地下にあつては○・六メートル以下とし 一条において同じ。)の地下にあつては○・六メートル以下とし 本いこと。ただし、保安上支障がなく、かつ、道路に関する工事 ないこと。ただし、保安上支障がなく、かつ、道路に関する工事 ないこと。ただし、保安上支障がなく、かつ、道路に関する工事 では、路面幅
- 下とすること。
  八 電線を橋に取り付ける場合においては、けたの両側又は床版の

# (電線の占用の場所に関する基準)

第十一条の二 線に関する法第三十三条第一項の政令で定める基準は、 法第三十二条第二項第三号に掲げる事項についての電 次のとおり

場所であること。 電線を地上に設ける場合においては、 次のいずれにも適合する

とする。

- メートル、 又は交通に支障を及ぼすおそれの少ない場合にあつては四・五 属して設ける場合その他技術上やむを得ず、 電線の最下部と路面との距離が五メートル 歩道上にあつては二・五メートル)以上であること かつ、道路の構造 (既設の電線に附
- 口 い程度に接近していること。 を得ない事情があると認められるときを除き、当該既設の電線 の支障がなく、 電線を既設の電線に附属して設ける場合においては、 これと錯そうするおそれがなく かつ、 技術上やむを得ないとき又は公益上やむ かつ、 保安上の支障のな 保安上
- \_ する場所であること。 において同じ。)に設ける場合においては、 い区域の地下を除く。 電線を地下(トンネルの上又は高架の道路の路面下の道路がな 次条第 項第1 一号及び第十一条の四第 次のいずれにも適合 一項
- あつては、 下この号及び第十一条の六第一項第二号において同じ。)以外 道路を横断して設ける場合及び車道 路面の幅員の三分の二に相当する路面の中央部。 (歩道を有しない道路に

# (特定仮設店舗等の占用の場所)

第十一条の二 及び同条第五号に規定する施設 の占用については、 第七条第四号に規定する仮設店舗その他の仮設建築物 第十条第二項本文の規定による外 (以 下 「特定仮設店舗等」 左の各号 という。

側に設ける場合においては十二メートル以上、道路の両側に設け る場合においては二十四メートル以上であること。 特定仮設店舗等を設けることができる道路の幅員は 道路の

に掲げるところによらなければならない。

- <u>\_</u>| ようにすること。 に著しい支障を及ぼさないときに限り、 つて設けることができる。 況上やむを得ないと認められる場合においては、当該道路の交通 歩道上に設け、 但し、 且つ、 当該道路の構造又は当該道路の周辺の状 当該歩道の一側が通行することができる 車道内の歩道寄りにわた
- $\equiv$ なる路面の部分の幅員は、 ること。 特定仮設店舗等を設けることによつて通行することができなく 道路の一側につき四メートル以下とす

部分に設ける場合を除き、車道以外の部分であること。むを得ない事情があると認められるときに電線の本線を車道のの部分に当該場所に代わる適当な場所がなく、かつ、公益上や

- □ 電線の頂部と路面との距離が、保安上又は道路に関する工事の実施上の支障のない場合を除き、車道にあつては○・八メートル、歩道(歩道を有しない道路にあつては、路面の幅員の三イ並びに第十一条の六第一項第二号及び第三号において同じ。

(水管又はガス管の占用の場所に関する基準)

次のとおりとする。管又はガス管に関する法第三十三条第一項の政令で定める基準は、第十一条の三 法第三十二条第二項第三号に掲げる事項についての水

- 、接続し、又は屈曲する部分以外の道路の部分であること。水管又はガス管を地上に設ける場合においては、道路の交差し
- 7 道路を横断して設ける場合及び歩道以外の部分に当該場所に

に設ける場合を除き、歩道の部分であること。ると認められるときに水管又はガス管の本線を歩道以外の部分代わる適当な場所がなく、かつ、公益上やむを得ない事情があ

) を超えていること。

ル (工事実施上やむを得ない場合にあつては、○・六メートルロ 水管又はガス管の本線の頂部と路面との距離が一・二メート

 又はガス管について準用する。

 で、第十一条第一項第一号並びに前条第一項第三号の規定は、水管

 2

# (下水道管の占用の場所に関する基準)

第十一条の四 法第三十二条第二項第三号に掲げる事項についての下第十一条の四 法第三十二条第二項の政令で定める基準は、下水道

道管について準用する。
第一項第一号及び第二号(イに係る部分に限る。)の規定は、下水で、第十一条第一項第一号、第十一条の二第一項第三号並びに前条で、第十条第一号(ロに係る部分に限る。)及び第二号から第五号ま

# (石油管の占用の場所に関する基準)

第十一条の五 法第三十二条第二項第三号に掲げる事項についての石

りとする。 油管に関する法第三十三条第一項の政令で定める基準は、次のとお

- 下であること。

  「下であること。

  「下であること。

  「下であること。

  「トンネルの上の道路がない区域に設ける場合及び地形の状況そ
- 田の境界線との水平距離が保安上必要な距離以上であること。 一の路面下の道路がない区域に設ける場合を除き、原則として車の路面下の道路がない区域に設ける場合を除き、原則として車
- る深さの場所であること。の道路がない区域に設ける場合を除き、次に定めるところによの道路の路面下に設ける場合においては、高架の道路の路面下
- 頂部と路面との距離が一・八メートルを超えていること。一・五メートルを、その他の場合にあつては石油管の導管のする場合にあつては当該防護構造物の頂部と路面との距離がする場合においては、防護構造物により石油管の導管を防護
- 構造物の頂部)と路面との距離が一・五メートルを超えてい構造物によりその導管を防護する場合にあつては、当該防護図 市街地以外の地域においては、石油管の導管の頂部(防護

ル)を超えていること。し、九メートル、市街地以外の地域にあつては○・六メート物によりその導管を防護する場合においては、市街地にあつて物によりその導管を防護する場合においては、市街地にあつて物によりその導管を防護する場合を除き、当該石油管の導管の上の道路がない区域に設ける場合を除き、当該石油管の導管の上の道路がない区域に設ける場合を除き、当該石油管の導管の上の道路がない区域に設ける場合を除き、当該石油管の導管の上の道路がない区域に設ける場合を除き、当該石油管の導管の上の道路がない区域に設ける場合を除き、当該石油管の導管の上の道路がない区域に設ける場合を除き、当該石油管の導管の上の道路がないという。

- 平距離が保安上必要な距離以上であること。
  て設ける場合を除き、当該石油管の導管と道路の境界線との水
  ニ 高架の道路の路面下に設ける場合においては、道路を横断し
- イトンネルの中でないこと。
- り付けることができる場所であること。の道路の桁の両側又は床版の下であり、かつ、当該石油管を取っている道路の路面下の道路のない区域にあつては、当該高架
- 一 石油管の最下部と路面との距離が五メートル以上であること

(特定仮設店舗等の占用の場所に関する基準)

- 路であること。
  路の両側に設ける場合にあつては二十四メートル以上の幅員の道路の両側に設ける場合にあつては二十四メートル以上、道一道路の一方の側に設ける場合にあつては十二メートル以上、道
- ること。 たときに歩行者がその一方の側を通行することができる場所であたときに歩行者がその一方の側を通行することができる場所であ三 歩道上の部分に設ける場合においては、特定仮設店舗等を設け
- での規定は、特定仮設店舗等について準用する。 第十条第一号(ハに係る部分に限る。)及び第二号から第五号ま

(自転車駐車器具の占用の場所に関する基準)

第十一条の七 法第三十二条第二項第三号に掲げる事項についての第

も適合する場所であることとする。に関する法第三十三条第一項の政令で定める基準は、次のいずれに その他の器具(以下この条において「自転車駐車器具」という。)七条第八号に規定する自転車を駐車させるため必要な車輪止め装置

ること。 する道路の部分を除く。次条第一項第一号において同じ。) であする道路の部分を除く。次条第一項第一号において同じ。) であっているに類がある。

第十一条第三項に規定する幅員であること。 第十一条第三項に規定する幅員であること。 第十一条第三項に規定する幅員であること。 第十一条第三項に規定する幅員であること。 第十一条第三項に規定する幅員であること。

2 する。 適合する場所 ずれにも適合する場所」と読み替えるものとする。 面 ロ及びハのいずれにも適合する場所)」とあるのは 第十条第一号及び第五号の規定は、 この場合において、 「地上を」とあるのは (特定連結路附属地の地上に設ける場合にあつては、 同条第一号中「地上(」とあるのは 「地面を」と、 自転車駐車器具について準用 「次のいずれにも 「ロ及びハのい 地地

(原動機付自転車等駐車器具の占用の場所に関する基準)

法第三十二条第二項第三号に掲げる事項についての第

第十一条の八

る。 機付自転車等駐車器具」という。 政令で定める基準は、 七条第八号に規定する原動機付自転車又は二輪自動車を駐車させる ため必要な車輪止め装置その他の器具(以下この条において 次のいずれにも適合する場所であることとす )に関する法第三 一十三条第 「原動 項の

- 2 いずれにも適合する場所 るのは ついて準用する。この場合において、 第十条第一号及び第五号の規定は、 条の二第二項又は第十一条第三項に規定する幅員であること。 ることができる部分の幅員が道路構造令第十条第三項本文、第十 合を除き、 一輪自動車の駐車の用に供したときに自転車又は歩行者が通行す 車道以外の道路の部分内の車道に近接する部分であること。 道路の構造からみて道路の構造又は交通に著しい支障のない場 「地面(」と、 当該原動機付自転車等駐車器具を原動機付自転車又は 「地上を」とあるのは (特定連結路附属地の地上に設ける場合に 同条第一号中「地上(」とあ 原動機付自転車等駐車器具に 「地面を」と、 「次の

(構造に関する基準)

及びハのいずれにも適合する場所」と読み替えるものとする。

ロ及びハのいずれにも適合する場所)」とあるのは

あつては、

第十二条 十三条第一項の政令で定める基準は、 法第三十二条第二項第四号に掲げる事項についての法第三 次のとおりとする。

あること。 地上に設ける場合においては、 次のいずれにも適合する構造で

> (水管、 下水道管又はガス管の占用の場所)

第十二条 ところによらなければならない。 項第二号、 水管、下水道管又はガス管の占用については、 第二項本文及び第三項の規定による外左の各号に掲げる 第十条第

道路の敷地外に、 当該場所に代る適当な場所がなく

- れるものであること。 これのものであること。 これのであること。 これのものであること。 これのであること。 これのであること。 これのであること。 これのものであること。 これのものであること。 これのものであること。 これのでは、これ
- の方向と平行して設けるものであること。電柱の脚釘は、路面から一・八メートル以上の高さに、道路
- ること。
  つ、道路の交通に及ぼす支障をできる限り少なくするものであっ、道路の交通に及ぼす支障をできる限り少なくするものであい。特定仮設店舗等にあつては、必要最小限度の規模であり、か

三

- あること。 一地下に設ける場合においては、次のいずれにも適合する構造で
- 用物件の構造に支障を及ぼさないものであること。 イ 堅固で耐久性を有するとともに、道路及び地下にある他の占
- ものであること。 車道に設ける場合においては、道路の強度に影響を与えない
- 明示するものであること。

  明示するものであること。

  明示するものであること。

  明示するものであること。

  明示するものであること。
- 架の道路の強度に影響を与えない構造であること。三に「橋又は高架の道路に取り付ける場合においては、当該橋又は高
- 合する構造であること。四年定連結路附属地に設ける場合においては、次のいずれにも適

むを得ないと認められる場所であること。

- りでない。

  小管、下水道管又はガス管を埋設する場合(道路を横断して埋)

  水管、下水道管又はガス管を埋設する場合(道路を横断して埋)
- 一メートル)以下としないこと。の距離は、三メートル(工事実施上やむを得ない場合にあつてはの正確に、三メートル(工事実施上やむを得ない場合にあつては、その頂部と路面と
- | けたの両側又は床版の下とすること。 | 五 水管、下水道管又はガス管を橋に取り付ける場合においては、

## (石油管の占用の場所)

項の規定によるほか、次の各号に掲げるところによらなければなら第十二条の二 石油管の占用については、第十条第二項本文及び第三

ない。

別の理由によりやむを得ないと認められる場合においては、地上一 石油管は、地下に埋設すること。ただし、地形の状況その他特

(トンネルの中を除く。) に設け、又は橋に取り付けることがで

きる。

せること。
し、かつ、導管と道路の境界線との間に保安上必要な距離を保たし、かつ、導管と道路の境界線との間に保安上必要な距離を保た)においては、原則として車両の荷重の影響の少ない場所に埋設二 石油管を埋設する場合(道路を横断して埋設する場合を除く。

、次に掲げるところによること。 | 石油管を道路の路面下に埋設する場合においては、その深さは

あつては当該防護構造物の頂部と路面との距離は一・五メート 一 市街地においては、防護構造物により導管を防護する場合に

は一・八メートル以下としないこと。
ル以下と、その他の場合にあつては導管の頂部と路面との距離

路面との距離は、一・五メートル以下としないこと。り導管を防護する場合にあつては、当該防護構造物の頂部)と口 市街地以外の地域においては、導管の頂部(防護構造物によ

四 石油管を道路の路面下以外の場所に埋設する場合においては、

○・九メートル、市街地以外の地域においては○・六メートル)構造物により導管を防護する場合にあつては、市街地においては導管の頂部と地面との距離は、一・二メートル(防護工又は防護

五 石油管を地上に設け 以下としないこと。

六 石油管を橋に取り付ける場合においては、けたの両側又は床版距離は、五メートル以上とすること。五 石油管を地上に設ける場合においては、その最下部と路面との

(トンネルの上に設ける占用物件の占用の場所)

の下とすること。

第十二条の三 トンネルの上に設ける占用物件の占用の場所について第十二条の三 トンネルの上に設路を場所に関する規定の適用を妨害によらなければならない。ただし、トンネルの上に道路がある場合においては、当該道路に係る占用の場所に関する規定を適用せず、次の各号に掲げるとこました。

ニ トンネルの換気又は採光に支障のない場所であること。ー トンネルの構造の保全に支障のない場所であること。

号に規定する場所とすること。 図 トンネルの上の地下に設ける場合においては、第十条第三項各場所がなく、公益上やむを得ないと認められる場所であること。 場所がなく、公益上やむを得ないと認められる場所に代わる適当なる。 では、トンネルの上以外に、当該場所に代わる適当なる。

(高架の道路の路面下に設ける占用物件の占用の場所)

路面下に道路がある場合においては、当該道路に係る占用の場所に号に掲げるところによらなければならない。ただし、高架の道路の一ついては、第十条から第十二条の二までの規定を適用せず、次の各第十二条の四 高架の道路の路面下に設ける占用物件の占用の場所に

高架の道路の構造の保全に支障のない場所であること。

関する規定の適用を妨げるものではない。

- 場合においては、高架の道路に取り付けることができる。、地形の状況その他特別の理由によりやむを得ないと認められる三、石油管は、高架の道路の路面下の地下に埋設すること。ただし

して埋設するときを除き、導管と道路の境界線との間に保安上必とすること。この場合において、石油管にあつては、道路を横断三項各号(石油管については、第三号を除く。)に規定する場所五。高架の道路の路面下の地下に設ける場合においては、第十条第

### (鉄道の占用の場所)

要な距離を保たせること。

場所については適用しない。第十三条第十条第一項及び第二項の規定は、鉄道の軌道敷の占用の

場所については適用しない。 2 第十条第二項及び第十一条第三号の規定は、鉄道の電柱の占用の

### (占用物件の構造)

第十四条 地上に設ける占用物件の構造は、

左の各号に掲げるところ

によらなければならない。

構造又は交通に支障を及ぼすことがないような構造とすること。 一 倒壊、落下、はく離、汚損、火災、荷重、漏水等により道路の

の方向と平行して設けること。

通に及ぼす支障をできる限り少くする構造とすること。三特定仮設店舗等は、必要最小限度の規模とし、且つ、道路の交

- ものであること。 車道に埋設する場合においては、道路の強度に影響を与えない
- 国を明示したものであること。 「国を明示したものであること。」 「国を明示したものである。」 「国を明示したる。」 「国を明示したる。 「国をのなる。 「国をのなる。 「国をのなる。 「国をのなる。 「国をのなる。 「のをのなる。 「のをのなる。 「のをのなる。 「のをのな。

(連結路附属地に設ける占用物件の占用の基準)

| でを及ぼさないものでなければならない。| については、連結路及び連結路により連結される道路の見通しに支第十四条の二 連結路附属地に設ける占用物件の占用の場所及び構造

- 3 | 直告各寸属也に受ける15月勿井には、当夜15月勿井10見莫及が月2 | 第十条第一項第一号の規定は、連結路附属地に設ける占用物件の
- 造の通路その他の施設を設けなければならない。 支障を及ぼすことがないように、必要な規模の駐車場及び適切な構 途等に応じ、当該占用物件と連絡する道路の安全かつ円滑な交通に

# (工事実施の方法に関する基準)

十三条第一項の政令で定める基準は、次のとおりとする。第十三条法第三十二条第二項第五号に掲げる事項についての法第三

### 一~三 (略)

措置を講ずること。
「灯又は黄色灯の点灯その他道路の交通の危険防止のために必要な五 工事現場においては、さく又は覆いの設置、夜間における赤色

にも適合するものであること。 ス管若しくは石油管(以下この号において「電線等」という。) ス管若しくは石油管(以下この号において「電線等」という。)

は防護、工事の見回り又は立会いその他の保安上必要な措置を一当該電線等の管理者との協議に基づき、当該電線等の移設又こと。

講ずること。 講ずること。

ガス管又は石油管の付近において、火気を使用しないこと。

### (工事実施の方法)

第十五条 占用に関する工事の実施方法は、次の各号に掲げるところ

### 一~三 (略)

によらなければならない。

ずること。

「大をつけ、その他道路の交通の危険防止のために必要な措置を講工・工事現場には、さく又はおおいを設け、夜間は赤色灯又は黄色

# しくはガス管又は石油管が埋設されていると認められる場所又はそ第十五条の二.占用に関する工事で、電線若しくは水管、下水道管若

一 占用のために掘削した土砂を埋め戻す場合においては、層ごと 十三条第一項の政令で定める基準は、次のとおりとする。 第十五条 法第三十二条第二項第七号に掲げる事項についての法第三 (道路の復旧の方法に関する基準)	第十四条 法第三十二条第二項第六号に掲げる事項についての法第三十三条第一項の政令で定める基準は、次のとおりとする。   一 他の占用に関する工事又は道路に関する工事の時期を勘案して   遊当な時期であること。   いては、交通量の最も少ない時間であること。   やに道   いては、交通量の最も少ない時間であること。	(工事の時期に関する基準)
<ul><li>一掘さく土砂を埋めもどす場合においては、層ごとに行うとともは、左の各号に掲げるところによらなければならない。</li><li>(道路の復旧の方法)</li></ul>	第十六条 占用に関する工事の時期は、左の各号に掲げるところによ 第十六条 占用に関する工事の時期は、左の各号に掲げるところによ 第十六条 占用に関する工事の時期は、左の各号に掲げるところによ 第十六条 占用に関する工事の時期は、左の各号に掲げるところによ 第十六条 占用に関する工事の時期は、左の各号に掲げるところによ 第十六条 古用に関する工事の時期は、左の各号に掲げるところによ 第十六条 古用に関する工事の時期は、左の各号に掲げるところによ 第十六条 古用に関する工事の時期は、左の各号に掲げるところによ 第十六条 古用に関する工事の時期は、左の各号に掲げるところによ おおり は は は は は は は は は は は は は は は は は は	の各号に掲げるところによらなければならない。ただし、保安上支    「一 試掘等により当該占用物件を確認した後に工事を実施すること   一

に行うとともに、確実に締め固めること。

- |衣||土をもつて掘削前の路面形に締め固めること。||三|||を行う場合においては、路面を砂利及び||三||||砂利道の表面仕上げを行う場合においては、路面を砂利及び

#### (技術的細目)

第十六条 第十条から前条までに規定する基準を適用するについて必 第第十六条 第十条から前条までに規定する基準を適用するについて必要な技術的細目は、国土交通省令で定める。ただし、第十一条の五でする石油管の構造に関する基準を適用するについて必要な技術的では、石油パイプライン事業法第十五条第三項第二号の規定に基準目は、石油パイプライン事業法第十五条第三項第二号の規定に基づく主務省令の規定(石油管の設置の場所と関する基準と適用するについて必 第第十六条 第十条から前条までに規定する基準を適用するについて必 第

(工事の計画書の提出を要しない軽易な工事)

のの設置又は改修に関する工事とする。
は電線で、道路を占用する部分の延長が二十メートルを超えないも、各戸に引き込むために地下に埋設する水管、下水道管、ガス管又第十七条 法第三十六条第一項ただし書の政令で定める軽易な工事は

に、確実にしめ固めること。

- いては、土砂の補充又は入換を行つた後埋めもどすこと。 一 掘さく土砂をそのまま埋めもどすことが不適当である場合にお
- をもつて掘さく前の路面形にしめ固めること。 砂利道の表面仕上を行う場合においては、路面を砂利及び衣土

### (技術的細目)

第十七条の二 第十条から第十二条の四まで及び第十四条から前条ま第十七条の二 第十条から第十二条の四まで及び第十四条から前条ま第十七条の二 第十条から第十二条の四まで及び第十四条から前条ま第十七条の二 第十条から第十二条の四まで及び第十四条から前条ま

(工事の計画書の提出を要しない軽易な工事)

いものの設置又は改修に関する工事とする。 管又は電線で、道路を占用する部分の延長が二十メートルをこえな又 事は、各戸に引き込むために地下に埋設する水管、下水道管、ガスは 第十八条 法第三十六条第一項但書に規定する政令で定める軽易な工

# (占用料を徴収しない国の事業)

のとする。 することのできない国の事業は、次の各号のいずれかに該当するも第十八条 法第三十九条第一項ただし書の政令で定める占用料を徴収 第

#### 一•二 (略)

# (指定区間内の国道に係る占用料の額)

第十九条 た額。 開 間 電線共同溝の整備等に関する特別措置法 項若しくは第三項の規定により許可をし、 国土交通省令で定めるところにより算定した額を勘案して占用面積 施設において行われる営業により通常得られる売上収入額に応じて 法第二十一条の規定により協議が成立した占用することができる期 しくは第十二条第一項の規定により許可をし、 により同意した占用の期間 表占用料の欄に定める額並びに道路の交通量等から見込まれる当該 定める金額 以下 始した日が当該許可をし、 平方メートルにつき一年当たりの妥当な占用の対価として算定し (当該許可又は当該協議に係る電線共同溝への電線の敷設工事を 以下この項及び次項において同じ。)に、法第三十二条第一 「電線共同溝整備法」という。)第十条、第十一条第一項若 当該敷設工事を開始した日から当該占用することができる 指定区間内の国道に係る占用料の額は、 (第七条第九号及び第十号に掲げる施設にあつては、 (電線共同溝に係る占用料にあつては、 又は当該協議が成立した日と異なる場 (平成七年法律第三十九号 又は法第三十五条の規定 又は電線共同溝整備 別表占用料の欄に 同

# (占用料を徴収しない国の事業)

るものとする。 徴収することのできない国の事業は、次の各号のいずれかに該当す第十九条 法第三十九条第一項但書に規定する政令で定める占用料を

#### 一・二 (略)

# (指定区間内の国道に係る占用料の額)

第十九条の二 る期間 九号。 る場合には、当該敷設工事を開始した日から当該占用することがで 事を開始した日が当該許可をし、 整備法第二十一条の規定により協議が成立した占用することができ 項若しくは第十二条第一項の規定により許可をし、又は電線共同溝 は、 規定により同意した占用の期間(電線共同溝に係る占用料にあつて 当該施設において行われる営業により通常得られる売上収入額に応 欄に定める金額 第一項若しくは第三項の規定により許可をし、又は法第三十五条の 定した額。以下この項及び次項において同じ。)に、法第三十二条 面積一平方メートルにつき一年当たりの妥当な占用の対価として算 じて国土交通省令で定めるところにより算定した額を勘案して占用 同表占用料の欄に定める額並びに道路の交通量等から見込まれる 電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成七年法律第三十 以下「電線共同溝整備法」という。)第十条、 (当該許可又は当該協議に係る電線共同溝 指定区間内の国道に係る占用料の額は、 (第七条第八号及び第九号に掲げる施設にあつては 又は当該協議が成立した日と異な への電線の敷設工 第十一条第 別表占用料

額に、 位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額(その額が百円 満たない場合にあつては、百円)とする。ただし、当該占用の期間 期 が翌年度以降にわたる場合においては、同表占用料の欄に定める金 0 0 に満たない場合にあつては、 欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額 備考第九号において同じ。)に相当する期間を同表占用料の単位 間の末日までの期間)。 各年度における占用の期間に相当する期間を同表占用料の単 以下この項、 百円) の合計額とする 次項、 次条第一項及び別表 (その額が百円に

2~4 (略)

(指定区間内の国道に係る占用料の徴収方法)

## 第十九条の二 (略)

2

の額を超えるときは、その超える額の占用料は、返還する。から当該占用の許可の取消しの日までの期間につき算出した占用料消した場合において、既に納めた占用料の額が当該占用の許可の日通大臣が法第七十一条第二項の規定により道路の占用の許可を取り通項の占用料で既に納めたものは、返還しない。ただし、国土交

3 (略)

(占用料の収入の帰属)

第十九条の三 (略)

(道路の占用に関する規定の道路予定区域についての準用)

2~4 (略)

(指定区間内の国道に係る占用料の徴収方法

第十九条の三

略

3 (略)

(占用料の収入の帰属)

第十九条の四(略)

第十九条の四 第七条から前条までの規定は 道路予定区域に法第三

十二条第 項各号に掲げる工作物、 物件又は施設を設け 継続して

道路予定区域を使用する場合について準用する。

(違 法放置物件に関する規定の道路予定区域についての準用)

第十九条の十一 (略

道の区域内の道路に関する費用の補助

第三十四条の二の三 び 他 村の区域を循環する道路その他の道路であつて、 として国土交通大臣が指定するものの改築に係るものにあつては、 用に関する国の補助金の率は、法第五十六条の規定にかかわらず、 十分の六)以内とする。 又は中心都市と密接な関係にある中心都市若しくは高速自動車国道 十分の五・五 の区域内の市町村道の改築で次に掲げるもの以外のものに要する費 周辺市町村における安全かつ円滑な交通の確保に特に資する道路 .の道路との交差の方式を立体交差とする道路その他の中心都市及 空港その他の交通施設とを連絡する道路、 )とその周辺の地域の市町村 (地域社会の中心となる都市 平成十五年度以降五箇年間における道道及び道 (以下「周辺市町村」という。) (以下「中心都市」とい 中心都市及び周辺市町 自動車専用道路、

準によらないことができる改築で、これに要する費用の額が国土 交通大臣が定めた額を超えないもの 道路構造令第三十八条第一項の規定により同令の規定による基

> (道路予定区域についての 甪

第十九条の十一 (略)

(道の区域内の道路に関する費用の補助

第三十四条の二の三 他の道路との交差の方式を立体交差とする道路その他の中心都市及 う。)とその周辺の地域の市町村(以下「周辺市町村」という。 の区域内の市町村道の改築で次に掲げるもの以外のものに要する費 として国土交通大臣が指定するものの改築に係るものにあつては、 び周辺市町村における安全かつ円滑な交通の確保に特に資する道路 村の区域を循環する道路その他の道路であつて、自動車専用道 又は中心都市と密接な関係にある中心都市若しくは高速自動車国道 用に関する国の補助金の率は、 十分の六)以内とする。 十分の五・五 空港その他の交通施設とを連絡する道路、 (地域社会の中心となる都市 平成十五年度以降五箇年間における道道及び道 法第五十六条の規定にかかわらず、 (以下「中心都市」とい 中心都市及び周辺市

項の規定により同令の規定による基準によらないことができる改 道路構造令 これに要する費用の額が国土交通大臣が定めた額を超えな (昭和四十五年政令第三百三 一十号)第三十八条第

第三十九条 (略) 第三(権限の委任) (権限の委任) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) (	物件については、一月までその期間を短縮することができる。 る。 設又は工作物(トンネルを除く。)及び道路の附属物であつた不用 つた成していた不用物件については四月とする。ただし、橋、渡船施設 渡船が出り、 一年の前のでは、 一月とでででである期間は、 国道又は都道 道又第三十八条 法第九十二条第一項 (法第九十一条第二項において準用 第三十第三十八条 (不用物件の管理期間) (不用物件の管理期間)	2 (略) 2 (略) 2 (4 (略) 2 (4 (8) 2 (4 (8) 2 (4 (8) 2 (4 (4 (4 (4 (4 (4 (4 (4 (4 (4 (4 (4 (4
第三十九条(略)(権限の委任)	でででにある期間を短縮することができる。 で、不用物件については、一月までその期間を短縮することができずる施設又は工作物(トンネルを除く。)及び道路の附属物であずる施設又は工作物(トンネルを除く。)及び道路の附属物であずる施設又は工作物(トンネルを除く。)及び道路の附属物でありする施設又は工作物(トンネルを除く。)及び道路の附属物でありする施設又は工作物(トンネルを除く。)及び道路の附属物である。 (不用物件の管理期間)	2 (略)  2 (略)  2 (略)  2 (略)  2 (略)  2 (略)

項二流第条	 去 育				別表	3	七~	は	六		九十	の規	局長	土交	2 前
	去第三十		占		(第十九条関係)	(略)	七~十二	占用料	第十九	<u>く</u> 五.	-四条第	定によ	及び北	通大臣	項に規
線その他の線類地下に設ける電	(略)		物件		条 関係)		(略)	は占用料を徴収しないことができる占用物件を定めること。	第十九条第三項第六号の規定により別に占用料の額を定め、	(略)	九十四条第二項の規定による護与については、この限りでない。	の規定による裁定及び同条第五項本文の規定による決定並びに法第	局長及び北海道開発局長に委任する。	土交通大臣の権限のうち、次に掲げるもの以外のものは、地方整備	前項に規定するもののほか、
		值	<b>単</b> 立					ができる。	規定により		譲与につい	五項本文の		に掲げる。	
(略)	(略)	甲地	所	占用				占用物件を	り別に占田		いては、こ	の規定によ	ただし、注	もの以外の	法に基づく
		土地	在地	料				定定めるこ	川料の額を		この限りで	る決定並	第三十一	ものは、	、政令に担
		丙地						کی	定定め、又		ない。	並びに法第	法第三十一条第二項	地方整備	法及び法に基づく政令に規定する国
項第一号	去第三十		占		別表(第十七	3 (略)	七~十二	、又は上	六	一 気 五.	九十四条第		局長及び北		2
地下電線その他	(略)		物件		(第十九条の二関係)		(略)	又は占用料を徴収しないことができる占用物件を定めること。	第十九条の二第三項第六号の規定により別に占用料の額を定め	(略)	九十四条第二項の規定による譲与については、この限りでない。	の規定による裁定及び同条第五項本文の規定による決定並びに法第	局長及び北海道開発局長に委任する。	土交通大臣の権限のうち、次に掲げるもの以外のものは、地方整備	前項に規定するもののほか、法及び法に基づく政令に規定する国
		值	立					ことがで	号の規定		譲与につ	五項本文	任する。・	に掲げる	法及び
	(略)	甲地	所	占用				きる占用物	により別に		いては、こ	の規定によ	ただし、法第三十一条第二項	もの以外の	法に基づく
		土地	在地	料				物件を定め	に占用料の		この限りで	よる決定が	広第三十 I	いものは、	/政令に担
		丙地						めること。	の額を定め		でない。	业びに法第	一条第二項	地方整備	成定する国

自 施 設 第 に 掲 が に 掲 じ に 同 記 設 び に 同 記 設 に の る の る の る の る の る の る の る の る の る の	六 号 七 条 第			コ 化 生	に掲げる
建築物	の 二 階		(略)	(略)	
の 三 階 の 数 も が	の  二  階  の  数 も  が	の  一  階  の  数 も  が			
جرا ۱° ا ۱۱ ا م ا	<u>۴</u> ا ۱۷ ا ۱ م ۱	N - I A			
た じ 八 · A 額 て を ○ に 得 乗 ○ ○	た じ 六 ・ A に 得 乗 ○ ○	た じ 五 ・ A 額 で 乗 ・ A	(略)	(略)	
た じ ー ・ A に 得 乗 ー 〇	た じ 九 · A に 得 乗 ○ ○	た じ 六 · A 額 で 条 。 (C)			
た じ 五 · A 額 て を ○ に 得 乗 一 ○	た じ 一 ・ A 額 て を 一 に 得 乗 一 〇	た じ 八 ・ A 額 て を ○ に 得 乗 ○ ○			
e   施   保   並   び   る   車   及   び   る   長   近   の   記	六 第 七 に 条 掲				
駐びる号同設	に 掲 第			コ 化 *	に掲げる
型   で る 号 同 設   建築物	に 条 掲 第		(略)		作物   掲げる   類
	に 掲 の 二 数 が	の  一  階  の  数 も  が	(略)	(略)	る
建築物		の  一  階  の  数 も  が	(略)		る
建築物		た じ 五 ・ A 額 て を ○ に 得 乗 ○ ○		(略)	る
建 築物 の 三 階 の も が	の  二  階  の  数 も  が		(略) (略)		る

	第七条第		車 場
又 ル ト 上 は の ン 空 高 上 ネ 、	第七条第八号に掲げる器具	その他のもの	
の 一 階 の 数 も が	る器具	もの	の 四 階 も 以 数 の 上 が
ション - 年	p   一		
A た じ 五 ・ A に で 乗 ○ ○	得 た 額 ・	た じ 五 · A に 得 乗	た じ 九 · A 額 で 条 ( )
A た じ 六 ・ A に で 乗 ○	〇 一 八 を	た じ 六 A に 得 乗	た U 三 · A に 領 得 乗 一 〇
A た じ 八 ・ A に 番 年 ● ○	一八を乗じて	た じ 八 · A 額 て を 〇 に 得 乗 〇 〇	た じ 六 · A 額 て を 一 〇
			車場
若 車 速 又 ル ト 上 し 国 自 は の ン 空 く 道 動 高 上 ネ 、		その他の	
若 車 速 又 ル ト 上 空 目 動 高 上 ネ	- 階 ) 数 o が	その他のもの	の 四 階 も 以 数 の 上 が
	<u> </u> 		
の 二 階			
の 二 階 の 一 の 数 も が き で き ー 年		1	の 四 階 も 以 数 の 上 が

七一〜六人は、(										設	掲げる施	第十号に	九号及び	第七条第			
	その他のもの				もの	設ける	面下に	) の 路	限る。	ものに	高架の	道路(	車専用	は自動	若しく	車国道	速自動
近傍類似の土地 () () () () () () () () () () () () ()	もの		の も の	四以上	階数が				の	三のも	階数が				の	<u>ー</u> のも	階数が
(第七条第九号及び第十号に掲げる	得 A に 額 ・	た 額	じて得	九を乗	•	A に 〇		た額	じて得	八を乗	•	A に ○		た額	じて得	六を乗	•
び 第 十 号		た 額	じて得	三を乗		A C		た額	じて得	一を乗	· ○ -	A に 〇		た 額	じて得	九を乗	•
に 掲 げ	一八を乗じて	た 額	じて得	六を乗	$\dot{\bigcirc}$	A に 〇		た 額	じて得	五を乗	· ○	A に 〇		た額	じて得	一を乗	• ○
<u>ව</u>					•												
<u>~</u>																	
七一考	·												設	掲げる施	第九号に	八号及び	第七条第
七一多六人は、								もの	設ける	面下に	)の路	限る。	設ものに	掲げる施高架の	第九号に道路(	八号及び車専用	第七条第一は自動
七一多六人は、			その他のもの			のもの	四以上	もの階数が	設ける	面下に	) の 路	限る。	<b>t</b>				
七一多六人は、						のもの	四以上	·	設ける	面下に	) の路	l	ものに	高架の			
七一多六人は、		得た額	その他のもの		た額	のものじて得	四以上	·	設ける Aに〇	面下に ————	)の路	l	ものに	高架の			
七一多六人は、		得た額	その他のもの		た額に額			階数が・		面下に ————————————————————————————————————		の 	ものに三のも	高架の階数が・	道路(		は自動
七一号 A六は、		得た額				じて得	九を乗	階数が・○○	A に ○	面下に 	た額	のじて得	ものに三のも	高架の階数が・	道路 Aに O		は自動

価を表すものとする。 件、収益性等土地価格形成上の諸要素が類似した土地)の時 施設について近傍に類似の土地が存しない場合には、立地条

八 九 略)

地条件、収益性等土地価格形成上の諸要素が類似した土地 る施設について近傍に類似の土地が存しない場合には、立

八 · 九

(略)

)の時価を表すものとする。

まままらいます。またでは、同等のようではではあます。 第十二条 法第三十九条第一項の規定による占用料の額及び徴収方法に関する法第三十九条第一項の規定による占用料の額及び徴収方法に関する法第三十九条第一項の規定による占用料の額及び徴収方法に関する活路、法第三十五条第一項の規定により会社管理高速道路(高速自動車)	改 正 案  「語子の質なが放びが大きいと認められる道路の占別を対している。」  「正のは、次に掲げる物件又は施設に係る道路の占用で政令で定めるを通に及ぼす支障が大きいと認められる道路の占用で政令で定めるものは、次に掲げる物件又は施設に係る道路の占用で政令で定めるものは、次に掲げる物件又は施設に係る道路の占用で政令で定めるー・二 (略)  「音子の質なが放びが大きいと認められる道路の占用とする。 「おいなび第十号に掲げる施設
年法律第七号)第二十三条第一項第一号に規定する会社管理高速道指定区間内の国道」とあるのは「道路整備特別措置法(昭和三十一項及び第二項の規定の適用については、同令第十九条第一項中「道路法施行令第十九条第一項から第三項まで並びに第十九条の二第国道を除く。)又は公社管理道路について読み替えて適用する道路国道を除く。)又は公社管理道路について読み替えて適用する道路(自用米の名がて戦中力法)	
和三十一年法律第七号)第二十三条第一項第一号に規定する会社管一項中「指定区間内の国道」とあるのは「道路整備特別措置法(昭三第一項及び第二項の規定の適用については、同令第十九条の二第三第一項及び第二項の規定による占用料の額及び徴収方法に関する法第三十九条第一項の規定による占用料の額及び徴収方法に関する活路、法第三十三条の規定により会社管理高速道路(高速自動車の三十一年法律第70名別の国道」とあるのは「道路整備特別措置法(昭中)活)	第 法 ( 次 ぼ た 路 構 )       1

理高速道路等」と、 場合にあつては、 機構等」とする。 通大臣」とあるのは 期限及び場所を記載した書面」と、 定により都道府県又は指定市が占用料を徴収する事務を行つている るのは「道路整備特別措置法第二条第七項に規定する機構等は」と 令第十九条の二第一項<br />
中「指定区間内の国道」とあるのは「会社管 管理高速道路等」という。 同令第十九条の二第一項中 納入通知書)」とあるのは「、納付すべき金額 同令第十九条第三項中 「道路整備特別措置法第二条第七項に規定する ) と、 「納入告知書 同条第二項ただし書中「国土交 同条第二項及び第三項並びに同 (法第十三条第二項の規 「国土交通大臣は」とあ

(道路法施行令の規定の適用についての技術的読替え)

### 第十八条 (略)

> 書中 項に規定する機構等」とする 条第二項の規定により都道府県又は指定市が占用料を徴収する事務 並びに同令第十九条の三第一項中「指定区間内の国道」とあるのは 下「会社管理高速道路等」という。 すべき金額、 を行つている場合にあつては、 機構等は」と、同令第十九条の三第一項中「納入告知書 大臣は」とあるのは「道路整備特別措置法第二条第七項に規定する 「会社管理高速道路等」と、 「国土交通大臣」とあるのは 期限及び場所を記載した書面」と、 同令第十九条の一 納入通知書)」とあるのは「、 「道路整備特別措置法第二条第七 ) と、 同条第二項及び第三項 一第三項中 同条第二項ただし (法第十三 「国土交通

(道路法施行令の規定の適用についての技術的読替え)

### 第十八条 (略)

第十九条の四第一項	読み替える規定
(略)	読み替えられる字句
(略)	高字句 きん

第十九条の三第

一項

略

(略)

読み替える規定

読

み替えられる字句

る字句 え

略 略 略

3 し書中 有・債務返済機構(以下「機構」という。  $\mathcal{O}$ 高速道路保有・債務返済機構は」と、同令第十九条の二第二項たが 十九条第三項中「国土交通大臣は」とあるのは「独立行政法人日 十五条の規定による道路法施行令の規定の適用については、 て法第五十四条第一項の規定により適用する高速自動車国道法第 第一 法の規定により機構及び会社が行う高速自動車国道の管理につ 欄に掲げる同令の規定中同表の第二欄に掲げる字句を高速点 「国土交通大臣」とあるのは「独立行政法人日本高速道路に )」とするほか、 同令 次の声

四欄に掲げる字句とする。	により読み替えた同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第	動車国道法施行令(昭和三十二年政令第二百五号)第十三条の規定
--------------	--------------------------------	--------------------------------

第一項第十九条の四	第一項第十九条の三	第一欄
(略)	(略)	第二欄
(略)	(略)	第三欄
(略)	(略)	第四欄

第一項

第十九条の三

略

略

(略)

第一項

第十九条の二

略

略

略)

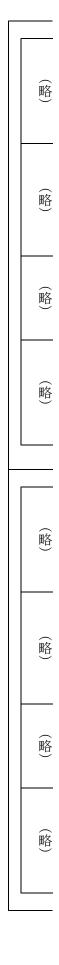
第一

欄

第二欄

第三欄

第四 欄



					<b>空</b>			
(略)	第十九条の三第一項	第十九条の二第一項	第十九条の二第一項第三条の二第一項、第十九条の二第一項、第十九	規定 読み替える道路法施行令の	る。 (道路法施行令の規定の技術的読替えは、次の表の現の規定による同令の規定の技術的読替えは、次の表の生年政令第四百七十九号)の規定を適用する場合におけ第十三条 法第二十五条第一項の規定により道路法施行会の規定の適用についての技術的読替え)	改		
(略)	(略)	(略)	(略)	読み替えられる字句		正案		
略)	(略)	(略)	(略)	る字句 え	次の表のとおりとす(法施行令(昭和二十)			
	第							
(略)	第十九条の四第一項	第十九条の三第一項	で、第十九条の三第一項 条の二第一項から第三項ま 第三条の二第一項、第十九	規定 読み替える道路法施行令の	る。 (道路法施行令の規定の適用についての技術的読替え) は、次の表の での規定による同令の規定の技術的読替えは、次の表の での規定により道路法施行へ の規定により道路法施行へ の規定の適用についての技術的読替え)	現		
(略)	(略)	(略)	(略)	読み替えられる字句	の規定の技術的読替えは、次の表のとおりとす九号)の規定を適用する場合における同条第二条第一項の規定により道路法施行令(昭和二十定の適用についての技術的読替え)	行		
(略)	(略)	(略)	略)	る字句 替え	.ける同条第二 :令(昭和二十			